

安全体制総点検結果報告書

平成 2 5 年 9 月

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

| | |
|--|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 点検調査の体制 | 1 |
| 3. 点検調査対象（施設区分） | 1 |
| 4. 点検調査項目及び点検範囲 | 2 |
| 5. 点検調査の方法 | 3 |
| 6. 各拠点の調査結果及び対策本部員による聞き取り調査の結果 | 3 |
| 6. 1 原子力科学研究所 | 3 |
| 6. 2 核燃料サイクル工学研究所 | 4 |
| 6. 3 大洗研究開発センター | 4 |
| 6. 4 高速増殖炉研究開発センター | 4 |
| 6. 5 原子炉廃止措置研究開発センター | 5 |
| 6. 6 那珂核融合研究所 | 5 |
| 6. 7 高崎量子応用研究所 | 5 |
| 6. 8 関西光科学研究所 | 6 |
| 6. 9 東濃地科学センター | 6 |
| 6. 10 人形峠環境技術センター | 6 |
| 6. 11 青森研究開発センター | 7 |
| 6. 12 対策本部員による聞き取り調査 | 7 |
| 7. 点検調査結果の評価 | 7 |
| 7. 1 安全管理体制の確認 | 7 |
| 7. 2 緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 | 8 |
| 7. 3 改善項目やグッドプラクティスの抽出 | 8 |
| 8. まとめ | 9 |
| 別添1（1）点検調査体制 | 11 |
| 別添1（2）安全体制調査・対策本部構成 | 12 |
| 別添1（3）安全体制総点検の調査に係る拠点点検調査委員会への 他拠点の委員参画一覧 | 13 |
| 別添1（4）安全体制総点検の調査に係る対象拠点への現地調査 （聞き取り調査）分担表 | 14 |
| 別添2 点検調査の対象施設一覧 | 15 |
| 別添3 原子力機構における安全体制総点検の調査の判断基準 | 27 |
| 別添4（1）拠点の点検調査による改善事項一覧 | 33 |
| 別添4（2）対策本部員による現地調査での気付き事項一覧 | 42 |
| 別添5（1）拠点の点検調査による主なグッドプラクティス一覧 | 43 |
| 別添5（2）対策本部員による現地調査での主なグッドプラクティス一覧 | 47 |

1. はじめに

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、大強度陽子加速器施設 J-PARC ハドロン実験施設における放射性物質の漏えいに係る事故を起こし、文部科学大臣から、「大強度陽子加速器施設 J-PARC における放射性物質の漏えい事案等に対する取組について」（平成 25 年 5 月 28 日）により、必要な措置を講じるよう指示を受けた。

このため、原子力機構内に安全体制調査・対策本部を設置し、原子力機構の原子力施設を対象に、安全体制総点検として安全管理体制等の点検調査を実施した。

本報告書は、J-PARC を除く原子力機構全体の点検調査結果を取りまとめたものである。

なお、原子力機構においては、高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に関して、原子力規制委員会からの保安規定の変更命令及び保安のための必要な措置命令を受けるに至ったこと等を踏まえ、組織の抜本的な改革に取り組んでいるところである。

2. 点検調査の体制

原子力機構内に安全体制調査・対策本部を設置し、点検調査の計画、点検調査内容の検討及び点検調査結果の評価を行った。安全体制調査・対策本部の本部長及び本部長代理は、各々安全担当理事及び安全統括部長とし、本部員は各拠点に設置する点検調査委員会の委員長とした。各拠点の点検調査委員会には、他拠点の委員を参画させ、また、安全体制調査・対策本部員による各拠点の現地調査（聞き取り調査）により、多角的な視点でチェックを行うことで、全拠点の意識レベルの底上げを図り、安全文化醸成活動の強化に反映することとした。

別添 1（1）に点検調査の体制図、別添 1（2）に安全体制調査・対策本部構成、別添 1（3）に各拠点の点検調査委員会への他拠点からの委員の参画一覧、及び別添 1（4）に安全体制調査・対策本部員による聞き取り調査分担表を示す。

3. 点検調査対象（施設区分）

点検調査の対象施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 166 号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）の適用となる全ての施設を対象とした。

なお、複数の規制を受ける施設については、それぞれの規制に基づく点検調査を実施することとした。

各法令に基づく規制の対象となっている施設数を次に示す。また、別添 2 に点検調査の対象施設一覧を各拠点別に示す。

- (1) 核燃料物質加工施設：1 施設
- (2) 試験研究用原子炉施設：14 施設
- (3) 研究開発段階発電用原子炉（もんじゅ、ふげん）：2 施設
- (4) 再処理施設：1 施設
- (5) 廃棄物埋設施設：1 施設

- (6) 廃棄物管理施設：1施設
- (7) 核燃料物質使用施設（施行令第41条該当・非該当施設）：74施設
- (8) 核原料物質使用施設等：3施設
- (9) 放射性同位元素等（R I）使用施設等（密封・非密封・発生装置）：74施設
- (10) 放射性同位元素等（R I）廃棄の業：2施設

4. 点検調査項目及び点検範囲

点検調査は、安全管理体制の確認及び緊急時に実施すべき事項や手順等の確認により実施した。また、点検調査の過程においては、不備な事項のみならず、より積極的に改善していく、あるいは良好な事例を他拠点に展開する観点から、改善項目やグッドプラクティスも抽出することとした。

点検調査の項目とその範囲を次に示す。

(1) 安全管理体制の確認

各施設の保安規定及び放射線障害予防規程並びに関連する下部要領に基づく状況を確認する。

- 保安管理体制（組織）
- 施設の運転管理等
- 保安教育・訓練
- 品質保証活動の取組
- 法令遵守及び安全文化醸成活動の取組

(2) 緊急時に実施すべき事項や手順等の確認

事故対策規程、事故対策規則等に基づく、各拠点における緊急時対応の状況を確認する。

- 危機管理体制の整備（通報連絡体制を含む。）
- 危機管理の教育・訓練
- 事故・故障等への対応

(3) 改善項目やグッドプラクティスの抽出

点検調査において、安全管理体制等の改善項目や他拠点へ展開すべきと考えられるグッドプラクティスを検討し、抽出する。

上記の（1）及び（2）の確認においては、点検調査項目毎に着眼点（判断基準）を設定し、それらをチェックシートとして各施設の点検を進めた。判断基準を別添3に示す。

また、点検調査の判断基準に従って点検した結果については、次の分類によって評価することにより、改善項目とグッドプラクティスの抽出を行った。

A：良好であるもの

（保安規定等及び下部要領に従い、適切に運用されているもの）

B：良好であるものの、安全管理体制等をより良くするために改善するもの

（保安規定等及び下部要領とも不整合はないが、改善をした方が良いもの）

C：改善の余地があるもの

（保安規定等と不整合はないが、下部要領と不整合があり、改善が必要なもの）

D：直ちに改善すべきもの

（保安規定等と不整合があり、直ちに改善が必要なもの）

GP：グッドプラクティス

*保安規定等：保安規定、放射線障害予防規程

下部要領：保安規定等の下位文書（手引等）

5. 点検調査の方法

点検調査に当たっては、点検調査結果の客観性及び透明性を確保するよう配慮し、以下の手順で実施した。

(1) 各部・センター（拠点内のセンター）における点検調査

○各施設を所管する部署（担当部署）が、4. 点検調査項目及び点検範囲を対象に調査を行い、調査結果を各部・センター単位で取りまとめる。

○規模の小さい施設については施設単位、又は各課単位でも可とする。

(2) 拠点の点検調査委員会における点検調査結果の確認

○調査結果の客観性・透明性を確保するため、各拠点内に設置した点検調査委員会において、各部・センターで取りまとめた点検調査結果を確認する。エビデンスの確認はサンプリングによるものとする。

○点検調査委員会には、放射線取扱主任者、原子炉主任技術者及び核燃料取扱主任者等の法定主任者を委員として参画させる。

○点検調査委員会には、他の拠点から選出した複数の委員を参画させる。

(3) 安全体制調査・対策本部の確認

○拠点の点検調査委員会からの確認結果の報告を受け、点検結果全体の確認を行う。

○必要な場合には、拠点の点検調査委員会と連携し、事実関係の調査等を行う。

○対策本部員及び安全統括部員は、現地調査として拠点に出向き、法定主任者等のキーパーソンに対して聞き取り調査を行う。

6. 各拠点の調査結果及び対策本部員による聞き取り調査の結果

各拠点の調査結果及び対策本部員による聞き取り調査の結果、原子力機構の原子力施設は、高速増殖原型炉もんじゅに関し原子力規制委員会から保安規定の変更命令及び保安のための必要な措置命令を受けて改善に取り組んでいる項目を除いては、評価区分「D」の保安規定等と不整合があり直ちに改善すべき項目は確認されなかった。一部施設について、評価区分「C」の改善の余地のある項目及び「B」の安全管理体制をより良くするための改善を進める項目が確認されたが、そのほかは全て評価区分「A」の良好であることが確認された。

以下に各拠点の調査結果及び対策本部員による聞き取り調査の結果の概要を示す。なお、グッドプラクティスの件数は、各拠点の調査結果に基づくものであり、共通するものなどを整理し主なグッドプラクティスとして一覧にした別添5（1）のリストの件数とは整合しない。

6. 1 原子力科学研究所

原子力科学研究所（以下「原科研」という。）では、安全担当副所長を委員長とする「点検調査委員会」を設置し、その下に4班の点検調査チームを編成して点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目は確認されなかった。

評価区分「C」の改善の余地のある項目として、事故対策規則の下部要領である通報連絡要領において組織変更等に伴う見直しが実施されていないなど2件が確認された。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、規定・規則類のレビューに関するものなど5件が確認された。

グッドプラクティスについては、通報連絡に関する相談窓口の設置など18件が抽出された。

6. 2 核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所（以下「サイクル研」という。）では、所長代理を委員長とする「核燃料サイクル工学研究所点検調査委員会」を設置し、同委員会を2班に分けて点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目、「C」の改善の余地のある項目及び「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目は確認されなかった。

グッドプラクティスについては、サイクル研の安全専門委員会への外部専門家の参画、保安教育、緊急時対応訓練に関するサイクル研内の各部・センターの独自の取組など45件が抽出された。

6. 3 大洗研究開発センター

大洗研究開発センター（以下「大洗センター」という。）では、品質保証担当副所長を委員長とする「大洗研究開発センター点検調査委員会」を設置して点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、管理職位の代理者についての文書化など16件が確認された。

グッドプラクティスについては、大洗センターの原子炉施設等安全審査委員会・使用施設等安全審査委員会への外部専門家の参画のほか、法令要求（保安規定に基づく品質保証活動）以外の様々な施設を対象とした品質保証活動など16件が抽出された。

6. 4 高速増殖炉研究開発センター

高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）では、副所長を委員長とする「点検調査委員会」を設置して点検調査を行った。

また、高速増殖原型炉もんじゅの保守管理上の不備に関して、原子力規制委員会からの保安規定の変更命令及び保安のための必要な措置命令を受けて、理事長をトップとした「原子力機構改革推進本部」を設置し、改善を進めているところである。

もんじゅにおいては、これと並行して現場で改善すべき以下の項目について、実施計画を定め改善活動を実施している。

- ①保全計画の見直し（保全計画の内容を精査し、建設段階の原子炉施設に適した保全計画にするよう見直しを図る。）
- ②確実に保全を実施する仕組み・体制の改善及び運用（保全の実実施計画、実施、実績管理を確実に円滑に行えるシステム構築及び体制強化を図る。）

- ③保守管理上の不備の解消に向けた点検の実施（未点検機器の点検を実施するためのプラント工程の策定並びに実績管理を行う。）
- ④保全技術の向上（保守管理技術をはじめとした補修員に要求される技術的能力の明確化を行い、その技術的能力を養成する教育・訓練の仕組みを構築する。）
- ⑤もんじゅの管理機能の向上（もんじゅの運営管理としての管理機能、品質保証としての管理機能の向上を図る。）
- ⑥安全文化の醸成活動の改善（安全を最優先とする安全文化醸成活動を着実に進めるために、「常に問いかける姿勢」、「良好なコミュニケーション」及び「学習する組織」に係る安全文化醸成活動を改善する。）

このため、上記の改善活動に係る項目を除き、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。また、評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目については、R I 使用施設に関する要領類の定期レビューの仕組みの検討を必要とすることの1件が確認された。

グッドプラクティスについては、外部に通報する際の判断のよりどころとして代表的な事象ごとにその事例を取りまとめた「通報・連絡事例集」の1件が抽出された。

6. 5 原子炉廃止措置研究開発センター

原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）では、副所長を委員長とする「点検調査委員会」を設置して点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、原子炉施設と放射線管理区域以外の見学者への遵守事項の説明等を改善することなど2件が確認された。

グッドプラクティスについては、R I 使用施設の情報も毎日の情報共有ミーティングで確認し、速やかにイントラ掲載がなされていることなど2件が抽出された。

6. 6 那珂核融合研究所

那珂核融合研究所（以下「那珂研」という。）では、副所長を委員長とする「点検調査委員会」を設置し、その下に「点検調査実務者会議」を設置して点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、緊急時対応訓練について、過去に実施例がない放射性物質漏えいを想定した訓練を検討することの1件が確認された。

グッドプラクティスについては、拠点と部門との合同調整会議の定期的な開催による運転管理の責任範囲及び管理方法の明確化の1件が抽出された。

6. 7 高崎量子応用研究所

高崎量子応用研究所（以下「高崎研」という。）では、所長を委員長とする「高崎量子応用研究所点検調査委員会」を設置して、点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地

のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、事故・故障等の終息後の使用再開に関する手順の文書化など2件が確認された。

グッドプラクティスとしては、毎月実施されている拠点・部門合同連絡会による拠点内のコミュニケーションの推進など3件が抽出された。

6. 8 関西光科学研究所

関西光科学研究所（以下「関西研」という。）では、副所長を委員長とする「関西光科学研究所点検調査委員会」を設置して、点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、保安教育時の理解度確認の方法について他拠点の例を参考に改善することなど4件が確認された。

グッドプラクティスとしては、英語版の「事故等発生時の通報連絡系統図（時間内・外）」の作成の1件が抽出された。

6. 9 東濃地科学センター

東濃地科学センター（以下「東濃センター」という。）では、副所長を委員長とする「東濃地科学センター点検調査委員会」を設置して、点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、今後鉱石等の保管変更等を行う際には技術的な委員会を組織し審議を行うことなど2件が確認された。

グッドプラクティスとしては、安全文化醸成及び法令遵守に係る機構規程の対象外であるが自主的に活動していることがまとめて1件として抽出された。

6. 10 人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）では、副所長（技術担当）を委員長とする「人形峠環境技術センター点検調査委員会」を設置して、点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目及び「C」の改善の余地のある項目は確認されなかった。

評価区分「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、自主的に実施しているR I使用施設の品質保証活動におけるマネジメントレビューインプット情報の明確化の1件が確認された。

グッドプラクティスとしては、保安管理組織各職位の職務について、「業務類型書管理規則」を制定し、各課室の業務分掌を細かく定めていることなど5件が抽出された。

6. 1 1 青森研究開発センター

青森研究開発センター（以下「青森センター」という。）では、副所長を委員長とする「青森研究開発センター 点検調査委員会」を設置し、点検調査を行った。

点検調査の結果、評価区分「D」の直ちに改善を要する項目、「C」の改善の余地のある項目及び「B」の安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目は確認されなかった。

グッドプラクティスとして、緊急時に必要となる規定類のファイル一式を配備し速やかに活用できることの1件が抽出された。

6. 1 2 対策本部員による聞き取り調査

各拠点での点検調査の期間に対策本部員及び安全統括部員により、各拠点に出向き法定主任者、施設管理者（課長、課長代理クラス）に対して聞き取り調査を行った。

聞き取り調査は、事故トラブルが発生した場合の対応や部下・上司とのコミュニケーションのとり方などについて、直接インタビューする方法で、各拠点6名程度を対象に実施した。

聞き取り調査の結果、保安規定等に違反する事例は確認されなかったが、検討が望ましい気付き事項として、下部要領の定期レビューの再確認やライン管理職と法定主任者（代理を含む）兼任に関し、気付き事項としてコメントがなされた。

また、グッドプラクティスとして、主任者同士で相談できる体制や主任者と主任者代行者との引継書などが抽出された。

7. 点検調査結果の評価

もんじゅにおいて、原子力規制委員会から保安規定の変更命令及び保安のための必要な措置命令を受けて改善活動を実施している項目を除き、各拠点における点検調査の結果、直ちに改善が必要な不備はないことを確認した。

7. 1 安全管理体制の確認

安全管理体制については、保安規定及び放射線障害予防規程において、安全管理上の職務に係る責任と権限が明確になっていることを確認した。保安規定及び放射線障害予防規程に関連する下部要領において具体的な安全管理の体制が明確となっており上位の規定及び実際の体制との不整合のないこと、施設の運転管理等に必要なマニュアル類が整備されていることを確認した。また、保安教育・訓練について、理解度確認等を含め適切に実施されていることを確認した。

品質保証活動への取組について、品質保証計画から不適合管理、水平展開まで実施状況を確認し、保安規定により品質保証活動が要求されている施設においては適切に実施されていることを確認した。安全文化醸成及び法令遵守の取組についても、保安規定又は機構規程によりその取組が要求されている施設においては、拠点幹部と現場とのコミュニケーションなどの活動が適切に実施されていることを確認した。

確認の結果、保安規定及び放射線障害予防規程に違反する不備は確認されなかった。

なお、もんじゅにおいては、原子力規制委員会から保安規定の変更命令及び保安のための必要な措置命令を受けて改善活動を実施している。

7. 2 緊急時に実施すべき事項や手順等の確認

緊急時に実施すべき事項や手順等については、法令に基づく通報連絡及び地方自治体との安全協定等に基づく通報連絡が迅速に対応できる体制となっていることを通報事象の判定基準や手順を定めた要領書等により確認した。また、事故・故障等が発生した場合の拡大防止等の措置が適切に行われることを施設の要領書等により確認した。

確認の結果、通報連絡の著しい遅延等につながる通報基準や要領書の不備等は確認されなかった。

7. 3 改善項目やグッドプラクティスの抽出

7. 1 及び 7. 2 項の確認においては、各拠点において、他拠点から選出した複数の調査委員を参画させ多角的な視点での点検調査を実施した。また、対策本部員及び安全統括部員により、現地に出向き法定主任者及び施設管理者（課長、課長代理クラス）に対して聞き取り調査を行った。これら多角的な視点での点検調査により、積極的に改善事項及びグッドプラクティスの抽出を行った。

7. 3. 1 改善項目と対応

評価区分「D」の直ちに改善を要する項目は確認されなかった。

評価区分「C」の改善の余地のある項目として、事故対策規則の下部要領である通報連絡要領において組織変更等に伴う見直しが実施されていないなど2件が確認されたものの、既に改善を完了している。

評価区分「B」として安全管理体制等をより良くするための改善を行う項目として、下部要領の定期的な見直しの明確化などの項目が確認され、各拠点において改善に向けた検討が進められている。また、対策本部員による聞き取り調査の結果、確認された気付き事項は、各々の拠点の規模や施設・設備の特徴、各々の法令要求事項、法定主任者に求められる具体的な業務状況等を勘案し、必要に応じ各拠点で対応を検討する。

これらの改善事項等については、安全統括部において適宜実施状況をフォローしていくこととする。

もんじゅにおいて原子力規制委員会から措置命令等に基づき進められている改善活動を含め、抽出した改善項目等を別添4（1）、（2）に示す。

7. 3. 2 グッドプラクティスと対応

グッドプラクティスについては、各拠点で保安規定等に基づき設置している安全に関する委員会に原子力機構外の有識者を招聘していること、法令や上位規定で要求事項となっていない品質保証活動や法令遵守及び安全文化醸成活動に自主的に取り組んでいることなどの項目が抽出された。抽出したグッドプラクティスを別添5（1）、（2）に示す。これらのグッドプラクティスについては、原子力機構全体で情報共有を図り、拠点の実情に応じて各々の安全管理体制等に適用していくこととする。

8. まとめ

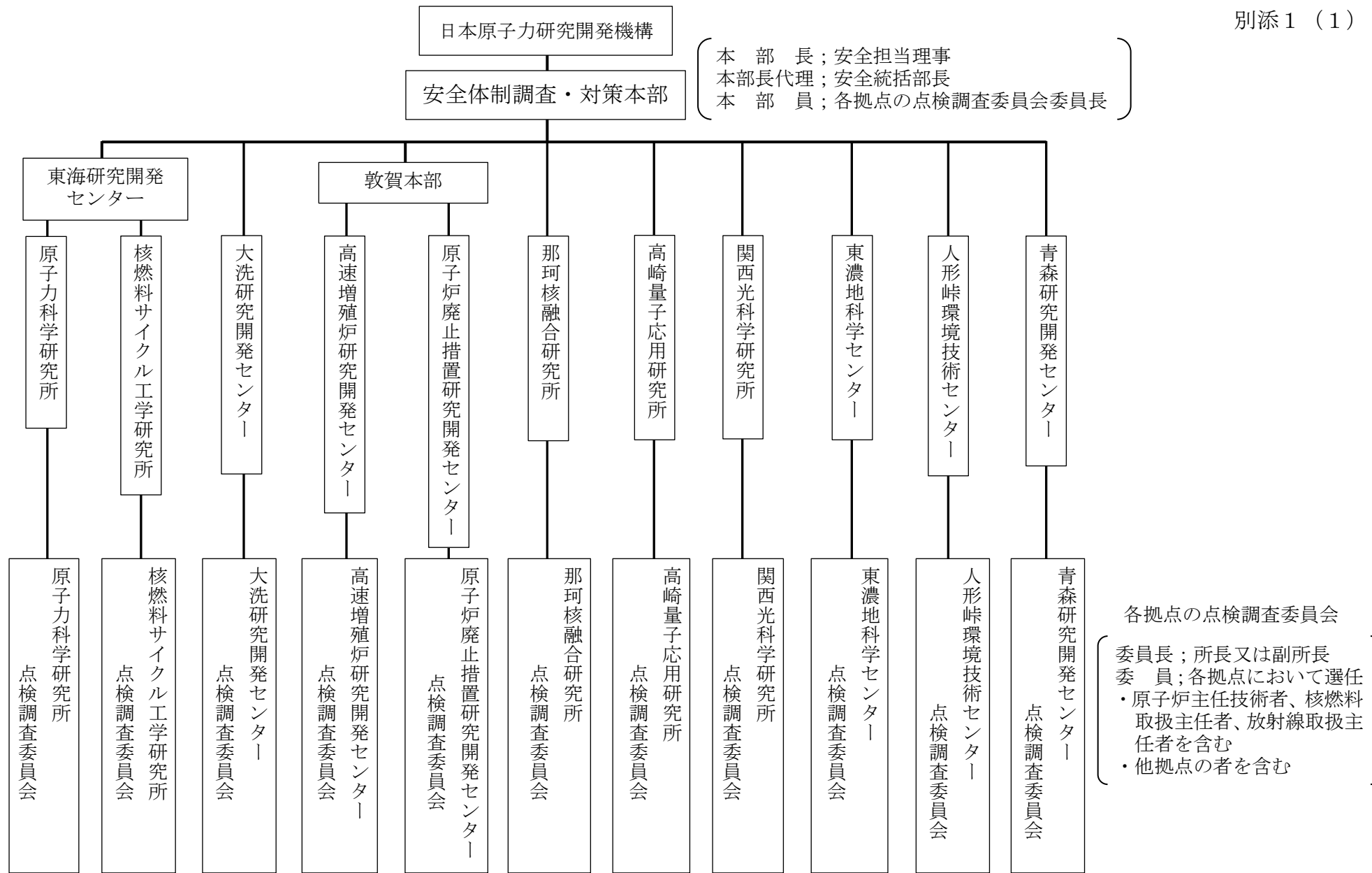
本点検調査の結果、原子力機構の原子力施設は、もんじゅに関し原子力規制委員会から保安規定の変更命令及び保安のための必要な措置命令を受けて改善に取り組んでいる項目を除いては、保安規定等の違反につながるような不備のないことを確認した。以下に示すとおり、一部の拠点において、評価区分「C」の改善の余地のある項目、また、一部の拠点を除く各拠点において「B」の安全管理体制をより良くするための改善を進める項目が確認されたが、そのほかは評価区分「A」の良好であることを確認した。

一部の拠点において確認された評価区分「C」の項目については、既に改善が完了していることを確認した。また、評価区分「B」の項目については、計画的に対応し安全管理体制等の質の向上を図ることとする。

グッドプラクティスとして抽出された項目については整理の上、原子力機構全体で情報共有を図り、原子力機構の安全文化醸成活動の強化につなげていく。

原子力機構としては、これらの調査結果を踏まえ、引き続き安全活動に着実に取り組み、継続的な改善に努める。また、今後は、原子力機構改革の中で、安全を最優先とする組織体制を構築するとともに、安全文化の醸成に改めて努め、より一層の安全確保を図っていく。

以 上



点検調査体制

安全体制調査・対策本部構成

| | 所 属 | 備 考 |
|----------------|---------------------|-----|
| 本部長 | 安全担当理事 | |
| 本部長代理 | 安全統括部長 | |
| 本部員 | 原子力科学研究所 副所長 | |
| | 核燃料サイクル工学研究所 所長代理 | |
| | 大洗研究開発センター 副所長 | |
| | 敦賀本部安全品質推進部長 | |
| | 高速増殖炉研究開発センター 副所長 | |
| | 原子炉廃止措置研究開発センター 副所長 | |
| | 那珂核融合研究所 副所長 | |
| | 高崎量子応用研究所長 | |
| | 関西光科学研究所 副所長 | |
| | 東濃地科学センター 副所長 | |
| | 人形峠環境技術センター 副所長 | |
| 青森研究開発センター 副所長 | | |
| 事務局 | 安全統括部 | |

安全体制総点検の調査に係る拠点点検調査委員会への他拠点の委員参画一覧

| 対象拠点 (受入側) | 参画者 1 | | 参画者 2 | |
|-----------------|-----------------|------------|--------------|-----------|
| | 所属拠点 | 所属部署 | 所属拠点 | 所属部署 |
| 原子力科学研究所 | 那珂核融合研究所 | 保安管理課 | 大洗研究開発センター | 安全管理部 |
| 核燃料サイクル工学研究所 | 青森研究開発センター | 保安管理課 | 原子力科学研究所 | 福島技術開発試験部 |
| 大洗研究開発センター | 核燃料サイクル工学研究所 | 環境保全部処理第2課 | 原子力科学研究所 | 臨界技術第1課 |
| 人形峠環境技術センター | 高崎量子応用研究所 | 保安管理課 | 東濃地科学センター | 施設建設課 |
| 東濃地科学センター | 高速増殖炉研究開発センター | 発電課 | 大洗研究開発センター | 放射線管理第2課 |
| 高崎量子応用研究所 | 原子炉廃止措置研究開発センター | 環境管理課 | 関西光科学研究所 | プロジェクト推進室 |
| 那珂核融合研究所 | 青森研究開発センター | 施設管理課 | 原子力科学研究所 | 放射線管理第2課 |
| 関西光科学研究所 | 高速増殖炉研究開発センター | 技術課 | 人形峠環境技術センター | 工務課 |
| 高速増殖炉研究開発センター | 原子炉廃止措置研究開発センター | 安全品質管理課 | 人形峠環境技術センター | 環境技術課 |
| 原子炉廃止措置研究開発センター | 高崎量子応用研究所 | イオン加速器管理課 | 関西光科学研究所 | プロジェクト推進室 |
| 青森研究開発センター | 那珂核融合研究所 | 保安管理課 | 核燃料サイクル工学研究所 | 線量計測課 |

安全体制総点検の調査に係る対象拠点への現地調査（聞き取り調査）分担表

| 先 調査者 | 原子力科学 研究所 | 核燃料サイ クル工学研 究所 | 大洗研究開 発センター | 那珂核融合 研究所 | 原子炉廃止 措置研究開 発センター | 高速増殖炉 研究開発セ ンター | 高崎量子応 用研究所 | 関西光科学 研究所 | 東濃地科学 センター | 人形峠環境 技術センタ ー | 青森研究開 発センター |
|------------------|------------------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 安全体制調 査・対策本部員 | 核燃料サイ クル工学研 究所 所長代理 | 那珂核融合 研究所 副所長 | 原子力科学 研究所 副所長 | 大洗研究開 発センター 副所長 | 人形峠環境 技術センタ ー 副所長 | 高崎量子応 用研究所 所長 | 青森研究開 発センター 副所長 | 東濃地科学 センター 副所長 | 高速増殖炉 研究開発セ ンター 副所長 | 関西光科学 研究所 副所長 | 原子炉廃止 措置研究開 発センター 副所長 |
| 安全統括部員 | 安全課 技術副主幹 | 安全課 主査 | 安全統括部 技術主席 | 安全課 課長代理 | 安全課 課長代理 | 安全統括部 次長 | 環境配慮促 進課 課長 | 安全課 技術副主幹 | 安全課 主査 | 安全統括部 囑託 | 安全統括部 囑託 |
| 調査日 | H25. 6. 27 | H25. 7. 3 | H25. 6. 27 | H25. 7. 3 | H25. 7. 5 | H25. 7. 2 | H25. 7. 3 | H25. 7. 2 | H25. 7. 1 | H25. 7. 5 | H25. 7. 5 |

点検調査の対象施設一覧

| 事業所名称 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究 用原子炉 施設 | 研究開発 段階発電 用原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄 の業 |
|-----------------|-------------------|--------------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|--------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 原子力科学研究所 | 0 | 9 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 | 18 | 0 | 30 | 1 |
| 核燃料サイクル工学研究所 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 10 | 8 | 0 | 7 | 0 |
| 大洗研究開発センター | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 11 | 7 | 0 | 18 | 1 |
| 原子炉廃止措置研究開発センター | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 高速増殖炉研究開発センター | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 那珂核融合研究所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| 高崎量子応用研究所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| 関西光科学研究所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 東濃地科学センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 人形峠環境技術センター | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 青森研究開発センター | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| 計 | 1 | 14 | 2 | 1 | 1 | 1 | 35 | 39 | 3 | 73 | 2 |

拠点名：原子力科学研究所

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|----------------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 高速炉臨界実験装置 (FCA) | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 保障措置技術開発試験室 (SGL) | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 研究炉 (JRR-1) | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 研究炉 (JRR-2) | — | ○ (廃止措置中) | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 研究炉 (JRR-3) | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 使用済核燃料貯蔵施設 (北地区) | — | | — | — | — | — | | — | — | — | — |
| 研究炉 (JRR-4) | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 放射性廃棄物処理場 | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | ○ |
| 汚染除去場 | — | | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 原子炉安全性研究炉 (NSRR) | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 軽水臨実験装置 (TCA) | — | ○ | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 定常臨界実験装置 (STACY) | — | ○ | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 過渡臨界実験装置 (TRACY) | — | ○ | — | — | — | — | | | | | |
| バックエンド研究施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 核燃料倉庫 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|-------------------------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------------|--------------------|---------------|--------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 放射線標準施設 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 核融合炉物理実験用 強力中性子源棟 (FNS 建家) | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| タンデム加速器建家 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| プルトニウム研究 1 棟 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| ウラン濃縮研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| JRR-3 実験利用棟 (第 2 棟) | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 再処理特別研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ (廃止作業中) | — |
| 燃料試験施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 廃棄物安全試験施設 (WASTE F) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| ホットラボ | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| ラジオアイソトープ製造棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| トリチウムプロセス研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 原子炉特研 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| モックアップ試験室建家 | — | — | — | — | — | — | — | ○ (廃止作業中) | — | ○ (廃止作業中) | — |
| 第 2 研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 第 4 研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ (第 2 研究棟は 廃止作業中) | — | ○ | — |

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|---------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|--------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 高度環境分析研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| リニアック建家 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| FEL 研究棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| バックエンド技術開発建家 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 大型非定常ループ実験棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 環境シミュレーション試験棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 廃棄物埋設施設 | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 0 | 9 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 | 18 | 0 | 30 | 1 |

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|------------------------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| B 棟 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | CPF 付属 | — |
| 高レベル放射性物質研究施設 (CPF) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| J 棟 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 東海事業所第 2 ウラン貯蔵庫 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| ウラン廃棄物処理施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| M 棟 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| プルトニウム燃料第一開発室 (ウラン貯蔵庫を含む) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| プルトニウム燃料第二開発室 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| プルトニウム燃料第三開発室 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| プルトニウム廃棄物処理開発 施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| A 棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 応用試験棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| L 棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 洗濯場 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 燃料製造機器試験室 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 | |
|---------------------------|-----------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|--------------|---|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | | |
| 放射線保健室 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | |
| 安全管理棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — | |
| 計測機器校正室 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — | |
| 地層処分放射化学研究施設 (QUALITY) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | |
| 再 処 理 施 設 | 分離精製工場 | — | — | ○ | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 分析所 | — | — | | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| | 第二低放射性固体廃棄 物貯蔵場 | — | — | | — | — | — | — | — | — | 分析所 付属 | — |
| | ガラス固化技術開発施 設 | — | — | | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| | 上記以外の施設※ ¹ | — | — | | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 10 | 8 | 0 | 7 | 0 | |

※ 1 : 上記以外の施設 (24 施設) : 廃棄物処理場、除染場、ウラン貯蔵所、高放射性固体廃棄物貯蔵庫、スラッジ貯蔵場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、第二ウラン貯蔵所、廃溶媒貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設、ウラン脱硝施設、第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、廃溶媒処理技術開発施設、高放射性廃液貯蔵場、クリプトン回収技術開発施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第三ウラン貯蔵所、焼却施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設

拠点名：大洗研究開発センター

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|-----------------------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 高速実験炉「常陽」 | — | ○ | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 重水臨界実験装置 (DCA) | — | ○ (廃止措置中) | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 照射燃料試験施設 (AGF) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 照射材料試験施設 (MMF) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 第2照射材料試験施設 (MMF-2) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | | — |
| 照射燃料集合体試験施設 (FMF) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 固体廃棄物前処理施設 (WDF) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 廃棄物処理建家 (JWTF) | — | 常陽 付属施設 | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 旧廃棄物処理建家 | — | 常陽 付属施設 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 照射装置組立検査施設 (IRAF) | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| ナトリウム分析室 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 熔融燃料・ナトリウム相互作用 試験室 (FSI) | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 放射線管理棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 環境監視棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| JMTR (材料試験炉) | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|------------------|-------------------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| HTTR（高温工学試験研究炉） | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| ホットラボ施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 燃料研究棟（PFRF） | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 安全管理棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 廃棄物 管理施設 等 | 除染施設 | — | 原子炉 共用施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| | 除染処理試験棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| | 廃液処理棟 | — | — | — | — | ○ | — | — | — | ○ | ○ |
| | 管理機械棟 | — | — | — | — | | — | — | — | ○ | |
| | β・γ 固体処理棟Ⅲ | — | — | — | — | | — | — | — | ○ | |
| | 廃液貯留施設Ⅰ等※ ¹ | — | — | — | — | | — | — | — | — | |
| | 廃棄物処理場用廃液貯 槽※ ² | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 11 | 7 | 0 | 18 | 1 |

※¹：廃液貯留施設Ⅰ等（16施設）：廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、廃棄物管理施設用廃液貯槽、有機廃液一時格納庫、排水監視施設、β・γ 固体処理棟Ⅰ、β・γ 固体処理棟Ⅱ、β・γ 固体処理棟Ⅳ、β・γ 一時格納庫Ⅰ、α 固体処理棟、α 一時格納庫、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α 固体貯蔵施設

※²：RI の使用の許可においては、廃液処理棟及び管理機械棟の排水設備

拠点名：原子炉廃止措置研究開発センター

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 新型転換炉原型炉施設 | — | — | ○ (廃止措置中) | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 重水精製建屋 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 合計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |

拠点名：高速増殖炉研究開発センター

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|-------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 高速増殖原型炉もんじゅ | — | — | ○ | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| 合計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

拠点名：那珂核融合研究所

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|--------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| JT-60 実験棟 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — |
| JT-60 廃棄物保管棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| JT-60 実験準備棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 |

拠点名：高崎量子応用研究所

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|---------------------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| ⁶⁰ C o 第 1 照射棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| ⁶⁰ C o 第 2 照射棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 食品照射ガンマー線照射棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 1 号加速器棟 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| イオン照射研究施設 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 |

拠点名：関西光科学研究所

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|---------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| マイクロトロン | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

拠点名：東濃地科学センター

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|----------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| ペレトロン年代測定施設 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 鈾石保管庫 | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — |
| 鈾石標本室・トリウム保管施設 | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 |

拠点名：人形峠環境技術センター

| 施設名 | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|-------------|----------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| 解体物管理施設 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 製錬転換施設 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — |
| 濃縮工学 施設 | OP-1 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| | OP-2 | — | — | — | — | — | | | — | — | — |
| | 第 1 ウラン貯蔵庫 | — | — | — | — | — | | | — | — | — |
| | 第 2 ウラン貯蔵庫 | — | — | — | — | — | | | — | — | — |
| | 廃水処理棟 | — | — | — | — | — | | | — | — | — |
| 廃棄物 処理施設 | 廃棄物焼却施設 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| | 廃棄物貯蔵庫 (第 1～第 14) | — | — | — | — | — | | | — | — | — |
| | 廃油貯蔵庫 (第 1～第 2) | — | — | — | — | — | | | — | — | — |

| 施設名 | | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 |
|--|-------------------|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|
| | | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | |
| ウラン 濃縮原型 プラント | 主棟（DOP-2 を除く）、付属棟 | ○ | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 第 2、3 貯蔵庫 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 廃棄物貯蔵庫 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | DOP-2 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — |
| 開発試験棟（廃棄物ドラム缶 検査建屋、廃棄物保管庫、非 破壊測定建屋を含む） | | — | — | — | — | — | — | — | ○ | ○ | — | — |
| 総合管理棟 測定器校正室 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — |
| 合計 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 2 | 0 |

拠点名：青森研究開発センター

| 施設名 | | 核燃料 物質加工 施設 | 試験研究用 原子炉施設 | 研究開発 段階発電用 原子炉 | 再処理 施設 | 廃棄物 埋設 施設 | 廃棄物 管理 施設 | 核燃料物質使用施設 | | 核原料 物質使用 施設等 | R I 使用 施設等 | R I 廃棄の 業 | |
|-------------------------------------|--|-------------------|----------------|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------|-----------------|---|
| | | | | | | | | 政令第 41 条 該当施設 | 政令第 41 条 非該当施設 | | | | |
| 大湊施設研究棟 | | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — | |
| 関根施設 燃料・廃棄物取扱棟 | | — | ○ (廃止措置中) | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | |
| 関根施設 機材・排水管理棟 | | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 関根施設 保管建屋 | | — | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 国際核融合エネルギー研究セ ンター 原型炉 R & D 棟 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ○ | — | |
| 合計 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | |

原子力機構における安全体制総点検の調査の判断基準

| 点検項目 | 着 眼 点 (評価基準) | 調査結果 | 評価 |
|---|--|------|----|
| (1) 安全管理体制の確認 | | | |
| ○保安管理体制（組織） <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任と権限 ・ 組織体制の周知 ・ 安全委員会等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理組織の各職位の責任と権限は明確になっているか。職務と実態は整合しているか。規定と下位文書の責任と権限は整合しているか。 ・ 組織体制は職場内に周知されているか。 ・ 原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者、放射線取扱主任者等の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しているか。 ・ 保安規定等に基づく保安管理組織の各管理職位者の不在時に備え、代理者の選任が明確になっているか。 ・ 安全に関する審議・検討を行う機関として安全委員会等を設置しているか。 ・ 事故故障等の未然防止・再発防止に関する重要事項や保安に関する重要な要領類の制改訂については、安全委員会等の審議を受けているか。 | | |
| ○施設の運転管理等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理等に関する要領 ・ 文書の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運転管理、保守管理、核物質管理、臨界管理、放射線管理等、保安を確保するために必要な要領、マニュアル類を整備しているか。 ・ 要領、マニュアル類の文書は、保安規定及び放射線障害予防規程と体系化しているか。 ・ インターロック作動時や警報等（施設及び環境放射線モニタの警 | | |

| 点検項目 | 着 眼 点 (評価基準) | 調査結果 | 評価 |
|-------------------------------|---|------|----|
| | <p>報を含む) の吹鳴時の具体的な対応手順 (状況確認、原因調査、異常時の判断基準等) が定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備を管理する部署と使用する部署が異なる場合、設備の管理、試験実施計画の策定、放射線作業管理等の一連の行為についての責任範囲、管理方法 (取決め) 等が明確にされているか。 ・施設・設備を管理する部署と使用する部署が異なる場合、調整会議等の会議体が設けられているか。また、その記録は残されているか。 ・適正な運転管理要員数が配備されているか。 ・要領、マニュアル類の最新版を配付し周知しているか。 ・要領、マニュアル類 (判断基準を含む) は定期的にレビューしているか。 | | |
| <p>○保安教育・訓練 ・計画及び実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・放射線業務従事者に対する保安教育・訓練の年度計画は定めているか。また、計画は法令の要求 (項目、時間等) を満足しているか。 ・教育の内容が受講者に理解されたか、理解度の評価は実施しているか。評価の方法は適正か。 ・未受講者に対して、どのようにフォローしているか。 ・訓練の年度実績について、実施状況を取りまとめ、評価し、その結果を次年度の計画に反映しているか。 | | |
| <p>○品質保証活動の取組 ・品質保証計画</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・品質保証計画を策定し、活動しているか。 ・各施設において品質方針を受けて品質目標が設定されているか、 | | |

| 点検項目 | 着 眼 点 (評価基準) | 調査結果 | 評価 |
|---|---|------|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・品質目標 ・不適合管理 ・活動の評価、改善 <p>※保安規定に基づいて活動している施設及び自主的に取組んでいる施設はその活動状況を記載してください。</p> | <p>その取組状況はどのように確認しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する手順が定められ、処置結果に対するフォローは行われているか。 ・事故・故障等から得られた教訓等について、積極的に水平展開する仕組みはあるか。 ・マネジメントレビューに当たり、活動状況をどのように評価しているか（方法、頻度）。また、評価結果は、次年度の活動に反映しているか。 | | |
| <p>○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 ・活動状況 ・活動の評価、改善 <p>※保安規定又は機構における法令等の遵守及び安全文化の醸成活動規程に基づいて活動している施設及び自主的に取組んでいる施設はその活動状況を記載してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定又は法令等遵守及び安全文化醸成活動の規程に基づき、活動方針を受けて年度計画を策定し、活動しているか。 ・各部署において、年度計画をどのように具体化し展開しているか。 ・年度の活動状況を評価しているか（方法、頻度）。また、評価結果は、次年度の活動に反映しているか。 ・所長、部長等は、現場（課長、課員）とのコミュニケーションを活発に行い、安全を最優先するというメッセージを職場の第一線まで浸透させているか。具体的な取組事例はあるか。 ・不安全な行動、機器の故障状況、さらに責任の不明確などの安全に関わる不備等がないか常に問いかけ、確認する姿勢を組織内に定着させるための具体的な取組事例はあるか。（「常に問いかける姿勢」） ・自ら定めたルールが守られていないなど、組織にとって望ましくないと思われる情報を、懸念なく報告できる雰囲気職場に醸成させるための具体的な取組事例はあるか。（報告する文化） | | |

| 点検項目 | 着 眼 点 (評価基準) | 調査結果 | 評価 |
|--|--|------|----|
| (2) 緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 | | | |
| ○危機管理体制の整備 ・事故対策規則等の制定、周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・事故対策規程に基づき、事故対策規則等を定めているか。また、規定と下位文書及び実態と整合しているか。 (対策本部、現地対策本部、各組織の活動マニュアル等) ・規則等は職場内に周知しているか。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・通報連絡手順等の作成、周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・事故・故障等が発生した場合の通報連絡手順を定めているか。 ・想定される発生事象ごとに通報連絡基準を定めているか。 (地元自治体との協定を反映した基準になっているか。) ・敷地内に他事業者の施設がある場合、法令報告事象が発生した場合の通報連絡の役割分担が明確になっているか。 ・施設内に他事業者の装置等がある場合、法令報告事象が発生した場合の通報連絡の役割分担が明確になっているか。 ・手順等は職場（拠点内、施設内）の職員、協力会社員等に周知しているか。 (試験を行う部門の研究者及び外部ユーザーを含む。) ・手順等は定期的にレビューしているか。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間を含めた緊急連絡体制を整備しているか。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・設備等の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に必要な設備等が常に使用できるよう維持管理しているか。(防護設備、通信設備、監視設備（環境監視を含む。）、他) | | |

| 点検項目 | 着 眼 点 (評価基準) | 調査結果 | 評価 |
|---------------------------|---|------|----|
| ○危機管理の教育・訓練 ・計画及び実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理教育・訓練の年度計画が定められているか。 (緊急時の通報連絡手順、基準による訓練等) ・教育の内容が受講者に理解されたか、理解度の評価は実施しているか。評価の方法は適正か。 ・未受講者に対してはどのようにフォローしているか。 ・訓練の年度実績について、実施状況を取りまとめ、評価し、その結果を次年度の計画に反映しているか。 | | |
| ・緊急時対応訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応訓練を定期的実施しているか。その際、管理区域内、非管理区域及び環境への放射性物質漏えいを想定しているか。 ・職員、協力会社員等を対象とした訓練（通報訓練、避難訓練等）を実施しているか。 | | |
| ・外部ユーザーの教育・訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部ユーザー（研修生等を含む。）に対して、事故・故障等が発生した場合に必要な教育・訓練を実施する仕組みができているか。 ・要領は整備されているか。 ・教育・訓練は実施されているか。 ・外部ユーザーが、理解していることを確認しているか。 | | |
| ○事故・故障等への対応 ・設備等の使用停止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・事故・故障等が発生した場合の設備等の使用停止、隔離等による事態の拡大防止、収束後の設備等の使用再開に関する手順は定められているか。 | | |

| 点検項目 | 着 眼 点 (評価基準) | 調査結果 | 評価 |
|---|--|------|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な通報連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予期せぬ管理区域内の汚染、放射線監視モニタの上昇、異常警報が発したとき、施設を管理する責任者に速やかに連絡することになっているか。(計画、管理されているものを除く。) ・ 事故・トラブルのおそれのある事象及びその兆候並びに通常と異なる状態などを発見したとき、速やかに管理者(課長等)に報告することになっているか。 ・ 報告を受けた管理者(課長等)が、事故・故障等に関して、保安管理部門へ通報連絡する基準はあるか。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部の設置・対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡を受けた後、速やかに現地対策本部等を設置する体制になっているか。また、事故・故障等の拡大防止、収束のための活動を実施しているか。 ・ 事故・故障等に関する外部への連絡が迅速に行われる体制になっているか。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者への対応 (事態の説明、避難誘導、報告) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設へ立ち入る見学者に対する出入管理、注意事項及び立会者の責務について明確にしているか。それを定めたものはあるか。 ・ 施設において事故・故障等が発生した場合、さらに避難が必要となった場合、見学者に対して事態を説明し、誘導を行うことになっているか。 ・ 立会者は見学者が安全に避難したことを速やかに、しかるべき責任者に報告することになっているか。 | | |

拠点の点検調査による改善事項一覧

(1) 評価区分「C」改善の余地があるもの

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点 (施設等) | 改善項目 | 備考 |
|----|--|---------------|---|----|
| 1 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理体制の整備 | 原科研 (リニアック建家) | 所の事故対策規則の下位文書として、施設の通報連絡手順を定めているが、組織変更などに伴う見直しが適切に実施されておらず、実態と整合がとれていない。このため、早急に通報連絡要領のレビューを行い、整合を図る。また、事実関係を確認し、再発防止を行う。 | |
| 2 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理体制の整備 ○事故・故障等への対応 | 原科研 (原子炉特研) | 本施設では、発生事象ごとの通報連絡要領が定められていない。また、保安管理部門へ通報連絡する基準も定められていない。このため、早急に発生事象ごとの通報連絡要領を策定し、保安管理部門へ通報連絡する基準も明確にする。また、事実関係を確認し、再発防止を行う。 | |

(2) もんじゅ保安規定変更命令等に係る改善事項

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|------------------------------------|------------------------------------|--|----|
| 1 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制（組織） | もんじゅ（原子炉施設） | 保守管理上の不備により、組織内の役割分担並びに責任及び権限について保安規定の変更命令を受けて現在取組中である。 | |
| 2 | (1)安全管理体制の確認 ○品質保証活動の取組 | もんじゅ（原子炉施設（RI施設、使用施設（41 条非該当）含む。)) | 保安規定に基づく、平成 24 年度の理事長によるマネジメントレビュー（平成 25 年 3 月実施）において、保守管理の不備による原子炉等規制法に違反する事例が発生しているにもかかわらず、平成 25 年度の品質方針及び安全文化醸成活動について、変更の必要はないと評価していたことから、マネジメントレビューのインプット情報に方針変更の必要性を提示することができるよう運用の改善を図る。 | |
| 3 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | もんじゅ（原子炉施設（RI施設、使用施設（41 条非該当）含む。)) | 安全文化の劣化兆候を表す安全文化の要素のうち「トップマネジメントのコミットメントの不在、経営層、発電所幹部による安全最優先の明確な方針の欠如、組織内における問題意識の共有化の欠如、誤った意思決定を避ける方策の欠如、常に問いかける姿勢、報告する文化の欠如」及び「コンプライアンス・学習する組織の観点からの問題点」、「職員の意欲の低下」を把握しており、今後、安全文化の醸成活動の改善に努める。 | |
| 4 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | もんじゅ（原子炉施設（RI施設、使用施設（41 条非該当）含む。)) | 経営層から現場に至るまで組織内における問題意識の共有化のために必要な良好なコミュニケーションが行われていないことに鑑み、良好なコミュニケーションへの改善に努める。 | |
| 5 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化 | もんじゅ（原子炉施設（RI施設、使用施設（41 条非 | 安全に関して、常に問いかける姿勢が職員に定着していないことに鑑み、常に問いかける姿勢の改善に努める。 | |

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|------------------------------------|-------------------------------------|---|----|
| | 醸成活動の取組 | 該当) 含む。)) | | |
| 6 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | もんじゅ（原子炉施設（RI施設、使用施設（41 条非該当) 含む。)) | 組織にとって望ましくないと思われる情報を懸念なく報告できる雰囲気職場に醸成されていないことに鑑み、報告する文化の改善に努める。 | |

(3) 評価区分「B」より良くするために改善するもの

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|---------------------------------------|------------------------------------|--|--|
| 1 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制（組織） | 原科研（分任管理を実施する施設） | 保安規定等で代理職者を選任することは定められてはいないが、分任管理を実施している施設において、分任管理者（研究グループリーダー）の代理者の選任が明確になっていないため、代理者の選任方法を明確化する。また、分任管理者の指定のルールや施設管理者と分任管理者の責任分担の考え方についても、改めて明確化する。 | 分任管理者；施設管理者又は核燃料管理者の業務の一部を行わせるため保安規定に基づき所長が指定する者 |
| 2 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | 原科研（部門）において特に定めがない施設、品質保証活動適用外の施設） | 多くの施設において、規定・規則類の定期的なレビューを実施しているが、定期ではなく、必要に応じた随時のレビューを実施している施設がある。また、品質保証活動の適用範囲が限定されることから、全ての施設で実施している状況ではない。このため、規定・規則類のレビューについて、原科研での統一した対応の必要性について検討を行う。 また、規定・規則類のレビュー結果のフォローアップ（レビュー結果に応じた規定・規則類の改訂の期限の設定など）の必要性と方法について検討する。 | |
| 3 | (2) 緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 原科研（放射線管理部） | モニタリングポスト、モニタリングステーションにより放射線異常と判断される場合、要領等には、環境放射線管理課長は関係課室へ通報するとの記載はあるが、具体的な関係課室を明記していない。このため、環境放射線管理課の要領等で通報先について明確にする。 | |
| 4 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 原科研（第4研究棟） | 施設に立ち入る見学者の立会者は、事故時に見学者を避難させ、人員確認等を行い責任者へ報告することの認識はあるが、このことについて明確に定めた文書はない。このため、 | |

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|--------------------------------------|-----------------------------------|---|----|
| | | | 施設の要領等において明確にする。 | |
| 5 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 原科研（原子炉施設及び品質保証活動の適用を受ける施設を除いた施設） | 原子炉施設及び品質保証活動の適用を受ける施設に該当しない設備や施設では、事故対応及び事態の拡大防止については定めているが、事故・故障等の収束後の設備等の使用再開に関する手順が明確に定められていない。このため、各施設において、使用再開の手順を定める必要のある設備・機器の範囲を明確にするとともに、それらの設備・機器について使用再開のためのプロセスを検討する。また、研究所においては施設間の調整を行う。 | |
| 6 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制（組織） | 大洗セ（高温工学試験研究炉部） | 管理職位代理者の選任について、組織規程には明記されているものの、保安規定や高温工学試験研究炉（HTTR）運転手引きには明記されていないため、管理職位代理者について、部長達の文書を発出する必要がある。 | |
| 7 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | 大洗セ（安全管理部） | 要領書の配布先について、校正施設安全作業マニュアルを施設設備を使用する部署に配布していないので、配布する必要がある。 | |
| 8 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | 大洗セ（技術開発部） | 要領類の体系化に関連して、規則等の要求事項ではないが、更なる改善のために熔融燃料・ナトリウム相互作用試験室（FSI）施設管理要領を技術開発部の管理要領書（技開-QAM-03）に組み込み体系化する。 | |
| 9 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | 大洗セ（技術開発部） | 異常時の対応手順について、FSI 施設管理要領書に異常時の判断基準である環境放射線モニタ警報値等を集約して記載する。 | |
| 10 | (1)安全管理体制の確認 | 大洗セ（技術開発部） | 要領類の定期レビューについて、個別の要領書等のレビュー | |

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|--------------------------------------|-----------------|---|---|
| | ○施設の運転管理等 | | 一結果を記録に残すように技術開発部 QAM-13 レビュー実施要領を改定する。 | |
| 11 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | 大洗セ（環境保全部） | 施設を管理する部署と使用する部署との責任範囲や管理方法をあらかじめ調整しているが、責任範囲が記録で明確でなかったため、今後記載するようにする。 | |
| 12 | (1)安全管理体制の確認 ○保安教育・訓練 | 大洗セ（安全管理部） | 保安教育・訓練の年度計画の策定等に関連して、保安教育・訓練管理システムをより有効に活用するためには機能拡充が必要である。 | 保安教育・訓練管理システム；安全統括部が管理する機構全体のシステム。保安教育・訓練の実施内容、参加者等のデータベース。 |
| 13 | (1)安全管理体制の確認 ○保安教育・訓練 | 大洗セ（技術開発部） | 部内の招集訓練について、連絡可能人員のみならず招集可能人員を把握できるように改善する。 | |
| 14 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理体制の整備 | 大洗セ（福島燃料材料試験部） | 具体的な措置が燃料研究棟使用手引の中に定められているが、文書の位置付けが不明確なため部の事故対策要領の下位文書として定める。 | |
| 15 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理体制の整備 | 大洗セ | 過去の事故事例を踏まえた通報連絡基準を策定しているが、平成 22 年度以降に発生した事故故障等が反映されていない。このため、より適切かつ迅速な通報ができるよう、通報連絡基準に事故対応の経験等を事例として追加する等の見直しを行っている。 | |
| 16 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理の教育・訓練 | 大洗セ（高温工学試験研究炉部） | 外部ユーザーの教育・訓練について、現在、外部ユーザーがいないため、要領等が整備されていない。このため、今後、研修生等を受け入れる場合を想定し、教育・訓練や要領を整 | |

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|---|----|
| | | | 備する必要がある。 | |
| 17 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 大洗セ（技術開発部） | 緊急時に設備を停止した後の使用再開に関する手順については、FSI 施設管理要領書に具体的に記載する。 | |
| 18 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 大洗セ（高速実験炉部） | 緊急時における設備等の使用停止や事態の拡大防止、収束後の設備等の使用再開に関して、マニュアル等を具体化する。 | |
| 19 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 大洗セ（福島燃料材料試験部） | 緊急時に実施すべき事項として、原因究明、再発防止策を実施することを部事故対策要領に定めており、さらに原因究明、再発防止策を行った上で再開することを明記する。 | |
| 20 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 大洗セ（環境保全部） | 緊急時における設備等の使用停止や事態の拡大防止、収束後の設備等の使用再開に関して、マニュアル等の更なる具体化等を行う。 | |
| 21 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 大洗セ（安全管理部） | 安全管理部事故対策要領に現場対応班の役割として人員点呼や避難誘導が記載されている。また、人員点呼は来客者を含め確認できる点検表が作成されている。しかし、「放射線管理棟」管理区域作業マニュアル及び環境管理棟校正施設安全作業マニュアルでは、来客者に対する人員点呼及び避難誘導が明確にされていないので明確にする。 | |
| 22 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | もんじゅ（RI 使用施設、核燃料物質使用施設（施行令 41 条非該当）） | RI 使用施設、核燃料物質使用施設（施行令 41 条非該当）に関する拠点規則について、定期的なレビューの仕組みの検討を行う。 | |
| 23 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 | ふげん（原子炉施設） | ふげんの原子炉施設や放射線管理区域への見学者の立入りに関して、見学時や災害時に遵守させる事項が明文化され、 | |

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|--------------------------------------|--------------|---|----|
| | ○事故・故障等への対応 | | 案内者からの説明や掲示などが適切に実施されていることを確認した。原子炉施設以外の構内の見学者に対しても遵守させる事項が確実に伝わるよう、案内者からの説明内容を具体化し、遵守事項を掲示することを検討する。 | |
| 24 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | ふげん（RI 使用施設） | RI 使用施設の保安管理も対象としている QMS 文書は定期的にレビューしているが、QMS 外の文書で RI 使用施設のみ適用している拠点規則の「放射性同位元素等管理規則」、「重水精製施設運用規則」についても定期的なレビューを実施することを検討する。 | |
| 25 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理の教育・訓練 | 那珂研 | 緊急時対応訓練については定期的に行っているものの、施設の状況を踏まえ、放射性物質の漏えいを想定した訓練は、これまで実施していないが、今後の改善項目として拠点と部門で検討する。 | |
| 26 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 高崎研（各施設） | 緊急時に実施すべき事項として、マニュアル等に適切に停止及び拡大防止手順が定められている。なお、使用再開について、他拠点の良好事例等を参考に、適切な手順化を検討する。 | |
| 27 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○事故・故障等への対応 | 高崎研（各施設） | 緊急時における見学者への対応について、適切な誘導措置が定められている。なお、見学者への「事態の説明」についても、適切化を検討する。 | |
| 28 | (1)安全管理体制の確認 ○保安教育・訓練 | 関西研（マイクロトロン） | 保安教育・訓練時の理解度の確認については、理解度確認演習の実施及び教育時に口頭により確認を行っているが、他拠点の良好事例等を参考にし、より良い方法を検討する。 | |
| 29 | (1)安全管理体制の確認 | 関西研（マイクロトロン） | 「常に問いかける姿勢」に関する取組については、安全文 | |

| 番号 | 点検項目 | 対象拠点（施設等） | 改善項目 | 備考 |
|----|--------------------------------------|---------------------------|---|----|
| | ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | | 化醸成活動の対象施設となっていないが、他拠点の良好事例などを参考にし、「姿勢」の更なる定着について検討する。 | |
| 30 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | 関西研（マイクロトロン） | 「報告する文化」に関する取組については、安全文化醸成活動の対象施設となっていないが、他拠点の良好事例などを参考にし、「さらに報告しやすい」風土の形成について検討する。 | |
| 31 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理の教育・訓練 | 関西研（マイクロトロン） | 総合訓練に参加できなかった人へのフォローについては実施されているが、その結果の記録を作成保存することを検討する。 | |
| 32 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制（組織） | 東濃セ（鉱石標本室・トリウム保管施設、鉱石保管庫） | 保管を目的としている鉱石保管関係施設については、安全委員会等の設置はなくとも現状では問題ないが、今後鉱石等の保管変更等を行う際には、技術的な委員会を組織し審議を行う。 | |
| 33 | (1)安全管理体制の確認 ○保安教育・訓練 | 東濃セ（ペレトロン） | 教育の理解度について、今後評価方法を検討する。 | |
| 34 | (1)安全管理体制の確認 ○品質保証活動の取組 | 人形峠（RI 使用施設） | 今後、自主的な改善として、マネジメントレビューのインプット情報に放射線障害予防規程の適用施設であることを明確にすることを検討する。 | |

対策本部員による現地調査での気付き事項一覧

| 番号 | 点検項目 | 気付き事項 | 備考 |
|----|---|---|----|
| 1 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 ・運転管理等に関する要領 ・文書の管理 | 要領、マニュアル類の定期的なレビューについては、適切なルールの維持の観点から、各拠点又は各施設・設備の保安管理の状況（法令要求としての品質保証活動の適用の有無、要領、マニュアル類の重要度等）に応じた必要の有無を再度確認することを推奨する。 | |
| 2 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制（組織） ・責任と権限 | ライン管理職と法定主任者（代理を含む。）の兼任については、各々の法定主任者に求められる条件や当該主任者としての業務量を勘案し、事故・トラブルが発生した場合においても適切な対応が採れるようにしておく必要があり、再度確認することを推奨する。 | |

拠点の点検調査による主なグッドプラクティス一覧

| 番号 | 点検項目 | 内容 | 備考 |
|----|-----------------------------|--|----|
| 1 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制(組織) | 許認可申請、現場の安全確保及び危機管理などの技術的な検討のため、部レベルでの会議体を設置して、安全確保の向上に取り組んでいる。 | |
| 2 | 〃 | 拠点の安全審査に係る委員会に機構外の有識者を委員として招へいし、審議に際して専門的な検討及び透明性の向上に努めている。 | |
| 3 | 〃 | 保安規定等で規定される業務との不整合を防ぐため、保安管理組織各職位の職務について、機構規程をもとに拠点において各課室の業務分掌を細かく定めている。 | |
| 4 | (1)安全管理体制の確認 ○施設の運転管理等 | 品質保証計画などの上位文書で要求のない作業について、自主的に要領等を制定している。 | |
| 5 | 〃 | 拠点と部門又は拠点内の部と部など組織をまたぐ会議体等により、情報共有を図り、安全確保に努めている。 | |
| 6 | 〃 | 火災や停電などのリスクの高い作業の前に関係者で打合せの場を持ったり、一斉放送による周知をしたりして、未然防止に努めている。 | |
| 7 | 〃 | 作業前の潜在的危険性の評価や、異常事象発生時の対応についてチェックシートを作成し、漏れなく対応できるようにしている。 | |
| 8 | 〃 | 施設設備の経年劣化を評価する手順を定め、自主的な施設リスク評価を実施している。 | |
| 9 | (1)安全管理体制の確認 ○保安教育・訓練 | 保安教育・訓練の理解度、有効性確認では、理解度の確認方法や質疑応答の例を課内文書にまとめる、小テストやアンケートの実施と理解度確認のまとめ表を作るなどの工夫をしている。また、未受講者には、集合教育を録画してイントラビデオライブラリで視聴可能とするなどのフォロー教育を実施してい | |

| 番号 | 点検項目 | 内 容 | 備 考 |
|----|------------------------------------|--|-----|
| | | る。 | |
| 10 | 〃 | 保安教育において、過去の事故事例や外部情報をまとめた事例集を作成して教育資料とする、専門知識のある講師を招へいするなどの工夫をしている。また、訓練においては、前回までの訓練の課題を一覧表として整理し、次回訓練の反映等に活用する、夜間訓練の実施や運転訓練シミュレータを用いるなど実効的な訓練とするための工夫をしている。 | |
| 11 | 〃 | 部署ごとに設備の習熟度判定制度、技術技能の認定制度を導入し、専門技術の信頼度、品質の確保を図っている。また、初級作業員を対象に類似設備のある部署での設備操作の教育訓練を実施している。 | |
| 12 | 〃 | 汚染の早期発見、拡大防止の重要性を認識し、サーベイに係る基本的事項の再認識と徹底を図ることを目的に、「サーベイ強化月間」を設け、各種の啓発活動や訓練等を行い、安全意識の向上に努めている。 | |
| 13 | (1)安全管理体制の確認 ○品質保証活動の取組 | 法令で要求されていない放射性同位元素等使用施設等、様々な施設を対象として自主的な品質保証活動を実施している。 | |
| 14 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | 所幹部、部長等と現場との意見交換会などを定期的実施し、積極的なコミュニケーションに努め、風通しの良い職場環境の構築に取り組んでいる。 | |
| 15 | 〃 | コンプライアンス問題に関する個人面談、ポスターの掲示など、コンプライアンス意識の高揚に努めている。 | |
| 16 | 〃 | 職場作業の危険因子やその安全対策を、写真、イラスト等を用いて目に見える形にしてデータベースとして集約し、『「見える化」安全活動』や『ヒヤリハット事例募集システム』として、イントラネット HP から活用できるようにしている。 | |
| 17 | 〃 | 他事業所見学会を実施し、そこで得られた安全活動に関する知見を法令遵 | |

| 番号 | 点検項目 | 内 容 | 備 考 |
|----|-------------------------------------|---|-----|
| | | 守・安全文化醸成活動に反映している。 | |
| 18 | 〃 | 安全標語、品質保証標語の募集により、安全意識の醸成、品質保証の意識高揚に取り組んでいる。また、優秀作品はカレンダー等に活用することで安全意識、品質保証活動の啓蒙を図っている。 | |
| 19 | 〃 | チェック項目を整理したガイドラインの作成による効果的な安全巡視を行っている。また、イントラネットを活用して安全巡視における良好事例の情報共有を図っている。 | |
| 20 | 〃 | 請負作業を実施する場合の安全作業リーフレット（心得、注意事項、緊急時の連絡先、火気取扱作業実施時の処置等）を策定し、事故・トラブル防止に取り組んでいる。 | |
| 21 | 〃 | 機構規程の対象外であるが、自主的に安全文化醸成及び法令遵守の活動に取り組んでいる。 | |
| 22 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理体制の整備 | 通報連絡の系統、要領及び基準について、想定される事象や過去の経験を踏まえた事象毎に区分した工夫をし、迅速な通報体制の整備に取り組んでいる。 | |
| 23 | 〃 | 危機管理体制の整備として、外部利用者に対する緊急時連絡先等を記載したカードの携行や避難用酸素マスクの整備、また、外国人用に英語版の通報系統図等を配布している。 | |
| 24 | 〃 | 震災時の経験を活かし、可搬型非常用発電機や無線機を整備するなど、危機管理体制の整備として自主的な対応を行っている。 | |
| 25 | 〃 | 軽微な事象で現場では通報連絡の判断に迷った場合の相談窓口を非常用電話と別に設置し、外部への通報連絡を的確に行える体制を整備している。 | |
| 26 | 〃 | 事故トラブル発生時の情報共有のための通信システムや監視システムの整備、緊急時対応書類の配備等により初動対応の迅速化に取り組んでいる。 | |

| 番号 | 点検項目 | 内 容 | 備 考 |
|----|--------------------------------------|---|-----|
| 27 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理の教育・訓練 | 外部機関（自治体及び県消防学校等の専門機関）との連携に基づく合同訓練を実施し、非常事態対応のスキルアップを図っている。 | |

対策本部員による現地調査での主なグッドプラクティス

| 番号 | 点検項目 | 内 容 | 備 考 |
|----|--|--|-----|
| 1 | (1)安全管理体制の確認 ○保安管理体制（組織） | 拠点内に法定主任者等が複数在籍し、相互に相談できる体制を構築している。「誤った意思決定を避ける方針」の取組として有効である。 | |
| 2 | ・責任と権限 | 法定主任者等とその代理者との間で、不在時の調整及び引継ぎ事項について書面で取り交わし記録されている。法定主任者等の不在時にも的確な対応が可能であり、有効である。 | |
| 3 | | 事故発生時等に、法定主任者から、文書により原因究明や再発防止に関する指示がなされており、法定主任者等としての責務が発揮されている。 | |
| 4 | (1)安全管理体制の確認 ○法令遵守及び安全文化醸成活動の取組 | KY（危険予知）トレーナー研修に積極的に参加させ、課員の大半がKYトレーナーの資格を取得している。作業前の的確なKYに活かされ、トラブルの未然防止及び安全確保最優先の意識醸成に有効である。 | |
| 5 | (2)緊急時に実施すべき事項や手順等の確認 ○危機管理体制の整備 ・緊急連絡体制 | 施設の点検・報告を要する地震発生時等に備え、拠点近傍に居住する者をグループ分けし、月単位で交替し対応する体制を整備しており、迅速な点検報告に有効である。 | |